

契約締結前交付書面（公共債）

－国債、地方債用－

（この書面は金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです）

この書面には、個人向け国債を除く国債（以下「国債」といいます）及び地方債のお取引に関するリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- ・国債及び地方債のお取引は、主に募集・売出し等や当行が直接の相手方となる等の方法により行います。
- ・国債及び地方債は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- ・国債及び地方債は預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象外です。

手数料など諸費用について

- ・国債及び地方債を募集・売出し等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金利変動リスク…金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・国債及び地方債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

信用リスク（地方債のみ）…債券の発行者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・地方債の発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・地方債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払不能となるリスクがあります。
- ・地方債のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いといえます。

国債及び地方債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・国債及び地方債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

約定が成立した場合は、その注文を取り消すことはできません。

国債及び地方債に係る金融商品取引契約の概要

当行における国債及び地方債のお取引については、以下によります。

- ・国債及び地方債の募集、もしくは売出しの取扱い
- ・当行が自己で直接の相手方となる売買

国債及び地方債に関する租税の概要

個人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。

- ・国債及び地方債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。また、法令に定められた条件を満たすお客さまはマル優・特別マル優をご利用いただけます。
- ・国債及び地方債の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・国債及び地方債の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。

- ・国債及び地方債の利子、譲渡益及び償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

利払日の2営業日前および前営業日を受渡日とするお取引はできません。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条の2に規定する業務（登録を受けた業務に限る）であり、当行において国債及び地方債のお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合は、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

投資の参考情報

日本証券業協会では、国債及び地方債の店頭取引の参考に資するために「売買参考統計値」を発表しております。売買参考統計値は、お客さまが国債及び地方債の店頭取引を行う際の参考情報として毎日発表され、インターネット（日本証券業協会のホームページ <http://www.jsda.or.jp>）や一部新聞等においてもご覧になれます。

以 上

当行の概要

商号等 株式会社北洋銀行 登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号
本店所在地 〒060-8661 北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
資本金 1,211億円（2022年3月31日現在）
主な事業 銀行業、登録金融機関業務
設立年月日 1917年8月20日
連絡先 お取引のある本支店またはフリーダイヤル0120-824-014までご連絡ください
（平日9:00～17:00（銀行休業日を除く））

当行に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当行に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

■株式会社北洋銀行 お客様相談室

電話番号 011-261-1407【直通】（平日9:00～17:00（銀行休業日を除く））

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

当行の登録金融機関等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」または「一般社団法人全国銀行協会」を利用することができます。

■特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005

■一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772